

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 月曜日グループ(要旨)		
日時	平成19年6月11日(月) 午後6時30分~9時30分	場所	市役所東館8階 805会議室
出席者	月曜日グループ 6名(岩波、上川、伊藤、園部、福岡、森田)		
	職員 1名(和田)		
内 容			
<p>2週(5月26日、6月2日)にかけて運営委員会で議論・検討した、中間まとめたたき台を各グループで修正点等検討し、6月30日の全体会議において、策定委員会の中間まとめとしての完成を目指す。</p> <p>1.「市民参画・協働のための条例づくりに向けて」中間まとめ作成について</p> <p>提言するために、今後、議論を深める必要がある項目を基に「中間まとめたたき台」の確認検討を進める。</p> <p>(1) 条例の名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堅苦しくなく、市民になじみやすい名称 ・参画と協働がよくわかる名称 <p>(2) 市民参画と協働の基本原則に (西宮市に隣接する他の自治体、国、国際社会との連携や相互理解を深めながら市政を行うこと)を盛り込むべきか</p> <p><u>盛り込まなくて良い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の参画・協働の条例としては大きいのではないか。自治基本条例などに入れるべき。 <p><u>盛り込むべき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・素晴らしい事なので入れておけばいい ・市との参画と協働であるが、国や県との連携は必要である。但し国際社会は疑問である。 ・市だけの狭い考えでなく広く考えるべきである。 <p>グループの考えとしては を入れておく</p> <p>(3) 市民の定義、範囲について</p> <ul style="list-style-type: none"> ~ までは問題ない。(当該事案について市が認める者)の市の裁量をどうするか。 ・市には裁量があるものである。 ・入れておいてもいいのではないか 			

(4) 市民の役割・責務について

- ・責務という言葉はやはり厳しい。(責務と義務では責務のほうが重い)
- ・責務にするなら文末は努めるではなく、“務める”にしないと一環性がない。

(5) 市民参画手続の対象について

- ・どこまでが軽微かは難しい。
- ・軽微や重大は意識的なものもあるので、人によっても違う。
- ・具体的にするのは難しい。具体的にすれば範囲からみれる場合もある。

グループの考えとして、対象はこれでOK

(6) 市税の徴収等も参画の手続に含めるかについて

- ・市税や保険料などを含めるのは、反対の意見が多くなるので難しい。
- ・施設の使用料などは対象にしてもいい。

(7) 参画対象となった事案については最低限パブリックコメントを実施すべきか

パブリックコメントは最低限実施すべきである

(8) 審議会について

- ・男女比などは数字を出さずに男女共同参画プランを順守するでいいのではないか
- ・時代が先に進めば数字はもっと高くなる可能性もある。

(9) 市民政策提案制度について

- ・賛同者が全く無くても提案できるのは問題がある。無責任な提案などがあるのではないか。
- ・やはり賛同者は必要。ただし、何人にするかはまだまだ議論が必要。

(10) (仮称) 地区市民協議会について

どんな組織にするか

- ・地域のコミュニティを統括して新しい組織を結成する。
- ・各コミュニティの代表者や委員が集まる。

新組織は無理がある。既存の団体と並列にある組織として、各コミュニティの代表者等が参加して結成する。

どのような役割を担うか

- ・既存団体の連携の場
- ・参画・協働の情報を各コミュニティに伝えることによって既存団体の活性化を図る。

小学校区で町会長の集まりはあるが報告のみとなっている。報告だけでなく、意見交換の場として、地域等が抱える問題点なども話あうべきではないか。問題を解決しなくても地域活動する上で、共通認識として地域の団体が持つておく事柄などもあると思う。

また、組織の透明性と権力の分散は必要であり、複数のメンバーで民主的に行う。例えば、委員を公選とし任期を設けたりすることも考えてもいいのではないか。

市との関係は

- ・対等な関係を基本に、市からの情報を伝えたり、市に地域の要望なりを伝える。

